

岩国市屋外広告物等に関する条例(素案) 大綱

はじめに

1 条例制定の背景

良好な景観の形成、風致の維持、公衆の危害の防止を目的に制定された屋外広告物法（以下「法」という。）により、景観行政団体である市町村は、都道府県から条例の制定又は改廃に関する事務について権限移譲されれば、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置等に必要な基準について、条例で定めることができるとされています。

本市では、独自条例を制定せず、山口県屋外広告物条例（以下「県条例」という。）に基づき、山口県による運用がなされていましたが、平成 25 年度から市独自の屋外広告物制度の検討を開始し、平成 27 年度にはパブリックコメントや説明会を実施して基準案を作成しました。しかしながら、基準案に係る関係者等との合意形成が図られなかったこともあり、制度全般を再検討するとして、条例制定が見送られました。

その後、令和 2 年 10 月 1 日に県から本市へ事務の一部が権限移譲され、県条例に基づく許可申請事務等を本市が行ってきたところです。

岩国城下町地区は、錦帯橋風致地区の大部分が県条例における「禁止地域」に指定され、屋外広告物の規制を面的に行っている地区であり、景観法に基づく岩国市景観計画において重点地区に指定し、景観形成を進めています。

また、錦帯橋の世界文化遺産登録を目指し、令和 3 年 10 月 11 日に「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」が国の重要文化的景観（文化財）に選定され、岩国城下町の文化的景観の保全・継承への取組を保存活用計画に基づき進めています。

他方、これまで県条例に基づき、屋外広告物行政に取り組んできましたが、全国的に震災や風水害が多発する中で、より一層の公衆の危害の防止が求められています。

2 条例制定の目的

こうした背景を踏まえ、令和 4 年度から市独自の屋外広告物制度の検討を再開し、本市では、①屋外広告物の安全な掲出に向けて、県条例の基準を引き継ぎながら、屋外広告物制度の周知や是正指導の徹底を図り、広告主や屋外広告業者の意識醸成、申請率向上を目指すとともに、②錦帯橋の世界文化遺産登録に向けて、重要文化的景観の選定地について、地域特性に応じたルールを設けることで良好な景観形成を推進するため、「岩国市屋外広告物等に関する条例」の制定を目指します。

第1 総則

1 目的

- この条例は、法の規定に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持について必要な規制を行い、あわせて、特定屋内広告物の表示及び維持について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、及び風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止することを目的とします。

ポイント

- ・法に基づき制定するものであること
- ・目的は、法と同様に、「良好な景観の形成」「風致の維持」「公衆に対する危害の防止」の三つに限定されているものであること
- ・特定屋内広告物を条例の対象とすること
- ・この目的のために、次章において広告物等の制限等について必要な事項を定めるものであること

2 定義

- この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるものとします。
- また、法の対象ではない「特定屋内広告物」について市条例で定義付けを行い、屋外広告物と同様に制限の対象とします。

ポイント

- ・特定屋内広告物とは、次のいずれかに該当する広告物
 - (1) 建物の窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの
 - (2) 開口部等の内側において直接又は間接に建築物に定着させる広告物で、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの

第2 屋外広告物等の制限等

3 制限地域等

- 次に掲げる地域又は場所には、屋外広告物（以下単に「広告物」という。）を表示し、又は掲出物件を設置してはならないものとします。

（※「6 適用除外」に記載しているものは、表示・設置が可能です。）

- (1) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 134 条第 1 項の規定により選定された地域（重要文化的景観）のうち、市長が指定する地域
- (2) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号に規定する風致地区のうち、市長が指定する地域
- (3) 文化財保護法第 27 条又は第 78 条第 1 項の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する地域及び同法第 109 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 110 条第 1 項の規定により指定され、又は仮指定された地域のうち、市長が指定する地域
- (4) 山口県文化財保護条例（昭和 40 年山口県条例第 10 号）第 4 条第 1 項又は第 32 条第 1 項の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する地域及び同条例第 37 条第 1 項の規定により指定された地域のうち、市長が指定する地域
- (5) 岩国市文化財保護条例（平成 18 年条例第 287 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する地域
- (6) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項第 11 号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域のうち、市長が指定する地域
- (7) 道路又は鉄道等（鉄道、軌道又は索道をいう。以下同じ。）の市長が指定する区間
- (8) 道路又は鉄道等から展望することができる地域のうち、市長が指定する地域
- (9) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園
- (10) 湖沼、溪谷又はこれらの付近の地域のうち、市長が指定する地域
- (11) 港湾、空港、駅前広場又はこれらの付近の地域のうち、市長が指定する地域
- (12) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の建造物並びにその敷地

ポイント

- ・ 県条例では「禁止地域」という名称だった地域名について、何も掲出できなくなるというような誤解を生じさせないため、市条例では「制限地域」という地域名称に変更
- ・ 県条例での指定に加え、文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定地、岩国市文化財保護条例により指定された建造物の周囲で市長が指定する地域を追加

4 禁止物件等

- 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならないものとします。
 - (1) 橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯
 - (2) 街路樹
 - (3) 信号機、道路標識、ロード・ミラー、道路上の柵、駒止め及び里程標
 - (4) 電柱又は街灯柱で、市長が指定するもの
 - (5) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
 - (6) 銅像、神仏像及び記念碑
- 道路の路面には、広告物を表示してはならないものとします。

5 許可地域等

- 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し又は掲出物件を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならないものとします。
 - (1) 道路又は鉄道等(制限区間を除く。)の市長が指定する区間
 - (2) 道路又は鉄道等から展望することができる地域(制限地域を除く。)のうち、市長が指定する地域
 - (3) 港湾、空港、駅前広場又はこれらの付近の地域(制限地域を除く。)のうち、市長が指定する地域
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が公衆に対する危害を防止するため必要があると認めて指定する地域
- 許可を受けようとする者に、屋外広告物許可書を交付するものとします。

ポイント

- ・ 県条例では許可の証票(シール)を交付し、広告物又は掲出物件へのはり付けを義務付けていましたが、廃止し、許可書を交付することに変更するもの

6 適用除外

- 次に掲げる広告物又は掲出物件については、制限地域等、禁止物件等、許可地域等の規定は適用しないものとします。(※許可申請なく表示可能)
 - (1) 法令の規定により表示する広告物又はこれを掲出する物件
 - (2) 国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件
 - (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件
 - (4) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による届出をした政治団体はその政治活動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件
 - (5) 国及び地方公共団体以外の者が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件で規則で定める基準に適合するもの
 - (6) 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに、規則で定める基準に適合して

寄贈者名等を表示する広告物又はこれを掲出する物件

(7) 自己の管理する土地、建物その他の物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件で規則で定める基準に適合するもの

- 次に掲げる広告物又は掲出物件については、制限地域等、許可地域等の規定は適用しないものとします。(※許可申請なく表示可能)

(1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件（以下「自家用広告物等」という。）で、規則で定める基準に適合するもの

1 事業所当たりの広告物の総表示面積	
第1種・第4種制限地域	5 m ² 以下
第2種・第3種制限地域	10 m ² 以下
許可地域	10 m ² 以下

(2) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれを掲出する物件

(3) 一時的に表示する広告物又はこれを掲出する物件で規則で定める基準に適合するもの

(4) 人、動物、車両、船舶等に表示する広告物又はこれを掲出する物件

- 自家用広告物等のうち、1事業所当たりの広告物の総表示面積が次に示すものは、市長の許可を得た場合、「制限地域等」の規定は適用しないものとします。

1 事業所当たりの広告物の総表示面積	
第1種・第4種制限地域	5 m ² を超えるもの
第2種・第3種制限地域	10 m ² を超えるもの
許可地域	10 m ² を超えるもの

- 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場への誘導を行うことを目的とする広告物（案内誘導広告物）は、規則で定める基準に基づき市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合、「制限地域等」の規定は適用しないものとします。

案内誘導広告物を表示・設置できる地域
第1種・第2種制限地域

7 経過措置

- 現に適法に表示されていた広告物又は設置されていた掲出物件が、市条例の施行により規定に違反することになる場合は、規定を受けることになる日（県条例で既に許可を受けている場合は許可期間の満了日の翌日）から3年間（以下「特例期間」という。）は、従前の例により当該広告物を表示し、又は掲出する物件を設置することができるものとします。
- また市条例の規定の適用を受ける広告物又は掲出物件は、特例期間内に、規定に適合させる改造又は除却その他の措置をとることを記載した計画書等を添付して特例期間満

了日以降の許可申請を行い、市長が適当と認める場合には、特例期間に更に3年を加えることができるものとします。ただし、この場合の許可期日は、市条例施行日から6年を経過した日より後には設定することはできないものとします。

ポイント

- ・市条例の施行により、新たな許可基準に適合しなくなる広告物（既存不適格広告物）について、財産権の保護の観点から経過措置期間を設け、最長6年は、そのまま広告物を設置できるものとする

8 禁止広告物等

- 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しないものとします。
 - (1) 汚損、退色、塗料等の剥離又は破損により景観に著しい悪影響を及ぼすもの
 - (2) 破損、落下、倒壊等により公衆に危害を及ぼすおそれがあるもの
 - (3) 信号機又は道路標識等の効用を妨げるようなもの
 - (4) 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

9 事前協議

- 許可に係る申請をする場合等に、事前協議の制度を設けます。

ポイント

- ・許可に係る申請をする場合は、申請内容について、事前に協議するよう努めなければならないとする
- ・重要文化的景観区域内において、許可に係る申請又は適用除外の規定の適用を受けることが見込まれる場合等は、申請内容について、事前に協議しなければならないとする

10 許可の期間及び条件

- 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置を許可する場合には、許可期間（3年を超えない範囲）を定めるほか、条例の目的に資するために必要な条件を定めることができます。

広告物の種類	許可期間
はり紙及びこれに類するもの	1か月
立看板	
広告幕及びこれに類するもの	
気球広告	
その他の広告物	3年以内

11 変更等の許可

- 市長の許可を受けた者は、その許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、市長の許可を受けることが必要であるとしてします。

12 許可の基準等

- 広告物又は掲出物件は、制限地域等や許可地域等における種別（自立式広告物、壁面広告物など）ごとの許可基準に適合するものでなければ、表示又は設置してはならない

ものとしします。

- 基準に適合しない場合において、特にやむを得ないと認めるときは、岩国市景観審議会の議を経た上であれば、許可することができるものとしします。

ポイント

- ・制限地域等（第1種～第4種）、許可地域等において、位置や面積、色彩等に関する許可基準を定めており、それらに適合する必要があること

13 管理義務

- 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者（以下「表示者等」という。）は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにして、これらを良好な状態に保持しなければならないものとしします。

14 点検義務

- 全ての広告物の表示者等は、広告物の安全点検を行わなければならないものとしします。
- そのうち、許可に係る広告物については、資格を有する者による安全点検が必要であるものとしします。ただし、はり紙や立看板、特定屋内広告物など規則で定めるものについては、対象外としします。
- 許可の期間を更新しようとするときは、点検の結果を市長に提出しなければならないものとしします。

ポイント

- ・県条例では、変更・改造・更新に係る許可申請を行う際に安全点検報告書の提出を求めていたが、更新申請のみに改めるもの

15 除却義務

- 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可期間が満了したとき、又は許可が取り消されたとき等は、遅滞なく広告物又は掲出物件を除却しなければならないものとしします。

16 許可の取消し

- 市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、許可を取り消すことができるものとしします。
 - (1) 許可の期間、表示等の許可、変更等の許可に付した条件に違反した場合
 - (2) 広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）の内容を変更したり、改造したりするときに、変更申請を怠った場合等
 - (3) 措置命令に従わなかった場合
 - (4) 虚偽の申請など不正な手段で許可を受けた場合

17 措置命令

- 市長は、適切な維持管理がなされていない広告物等について、5日以上を定め

て、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができるものとします。

18 除却命令

- 市長は、次に該当するときは、広告物等の除却を命ずることができるものとします。
 - (1) 制限地域等や禁止物件等、許可地域等の規定に違反している場合
 - (2) 除却義務の規定に違反している場合
 - (3) 措置命令に違反している場合

19 除却に係る身分証明書

- 広告物等を除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないとします。

20 広告物等を保管した場合の公示事項

- 除却した広告物等を保管した場合の公示事項は、次に掲げるものとします。
 - (1) 保管した広告物等の名称、種類及び数量
 - (2) 保管した広告物等の放置されていた場所及び広告物等を除却した日時
 - (3) 広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (4) 保管した広告物等を返還するため、市長が必要と認める事項

21 広告物等を保管した場合の公示の方法

- 広告物等を保管した場合の公示は、次に掲げる方法により行わなければならないものとします。
 - (1) 保管を始めた日から起算して14日間（除却されたはり紙、はり札、広告旗、立看板等は3日間）、岩国市公告式条例（平成18年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示すること
 - (2) 特に貴重と認められるものについては、公示期間が満了しても、所有者等（広告物等の権原を有する者）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を市の広報紙に掲載すること
- 市長は、公示を行うとともに、保管物件一覧簿を備え付け、これを公衆に自由に閲覧させなければならないものとします。

22 広告物等の価額の評価の方法

- 広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとします。
- この場合、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができるものとします。

23 広告物等を売却する場合の手続

- 広告物等の売却は、競争入札に付して行わなければならないものとします。

- ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等、その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等については、随意契約により売却することができるものとします。

24 公示の日から売却可能となるまでの期間

- 公示の日から売却可能となるまでの期間は、次のとおりとします。
 - (1) 除却されたはり紙、はり札、広告旗、立看板等：3日間
 - (2) 特に貴重な広告物等：3か月
 - (3) 上記以外の広告物：2週間

25 保管した広告物等を返還する場合の手続

- 市長は、保管した広告物等（売却した代金を含む。）を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、その者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、受領書と引換えに返還するものとします。

26 立入検査

- 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等の表示者等に対し、報告若しくは資料の提出を求めることができるほか、職員に、広告物等のある土地若しくは建物に立ち入り、検査させ、関係者に質問させることができるものとします。
- 立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないものとします。

27 処分、手続等の効力の承継

- 表示者等について変更があった場合には、この条例又は規則の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のものに対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなすこととします。

28 管理者の設置

- 許可申請を行う必要のある広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者は、これらを管理する者を置かなければならないものとします。

29 管理者等の届出

- 許可申請を行う必要のある広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者は、管理者を置いたときは、遅滞なく市長に届け出なければならないものとします。
- 表示者等に変更があったときは、新たに管理者になった者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならないものとします。
- 広告物等の表示者等は、広告物等が滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならないものとします。

- 広告物等の表示者等は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならないものとします。

30 審議会への意見聴取

- 市長は、次に掲げる場合においては、岩国市景観審議会の意見を聴かなければならないものとします。
 - (1) 制限地域等、禁止物件（市長が指定する電柱等）、許可地域等、適用除外（公益上必要な施設又は物件、市長が特に必要と認めるもの）の規定による指定又は変更、若しくは廃止しようとするとき
 - (2) 適用除外（国及び地方公共団体以外の者が公共的目的を持って表示する広告物等、公益上必要な施設又は物件、自家用広告物等）の規定で定める基準や、制限地域や許可地域等の許可基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき

ポイント

- ・許可を要する地域の指定や許可基準を指定、変更、廃止するときには、岩国市景観審議会の意見を聴くこと

31 告示

- 市長は、制限地域、禁止物件（市長が指定する電柱等）、許可地域、適用除外（公益上必要な施設又は物件、市長が特に必要と認めるもの）の規定による指定又は変更、若しくは廃止したときは、その旨を告示しなければならないものとします。

第3 特定屋内広告物の制限

32 特定屋内広告物の制限地域

- 市長は、良好な景観を保全又は形成するため、特定屋内広告物を制限する地域を指定することができるものとします。

ポイント

- ・特定屋内広告物の制限は、地域を限って行うこと

33 特定屋内広告物の基準

- 特定屋内広告物を制限する地域内で特定屋内広告物を表示する場合は、規則で定める基準に適合したものでなければならないものとします。

34 特定屋内広告物の除却義務

- 特定屋内広告物を制限する地域内で特定屋内広告物を表示し、又は管理する者は、当該特定屋内広告物の表示が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該特定屋内広告物を除却しなければならないものとします。

35 特定屋内広告物の違反に対する指導、勧告等

- 市長は、この条例の規定に違反した特定屋内広告物について、当該特定屋内広告物を表示し、又は管理する者に対し、期限を定めて、当該特定屋内広告物の除却その他必要な措置を講ずるよう指導、勧告することができるものとします。

36 屋外広告物に関する規定の準用

- 特定屋内広告物について、管理義務、審議会への意見聴取、告示について、それぞれ準用します。

第4 雑則

37 手数料

- 許可を受けようとするものは、岩国市手数料条例の定めるところにより、手数料を納入しなければならないものとします。

38 適用上の注意

- この条例の適用に当たっては、住民の政治活動の自由その他住民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならないものとします。

39 委任

- この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

第5 罰則

40 罰則

- 市長による除却命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処することとします。
- 次のいずれかに該当するものは、30万円以下の罰金に処することとします。
 - (1) 禁止されている地域や場所に、違反して広告物等を表示等した場合
 - (2) 変更申請を行わずに、変更や改造を行った場合
 - (3) 許可期間の満了や許可の取消しにより、除却しなければならなくなった広告物等を除却しなかった場合
 - (4) 措置命令に従わなかった場合
- 市長が求めた報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処することとします。
- 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は個人の業務に関し、上記の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は個人に対して各本条の罰金刑を科するものとします。